

低所得世帯生活支援給付金 の案内

四万十町では、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯）を対象として、これまでに計10万円を支給しました。

低所得世帯のうち子育て世帯については、物価高騰が特に深刻な影響を与えていること等から、当該支給対象世帯内に18歳以下の子どもがいる場合、「子ども加算」分として1人当たり5万円を支給します。

給付金の支給額

18歳以下の子ども
1人当たり

5万円

【当給付金の考え方】



均等割のみ課税世帯

例) 父(世帯主)、母、18歳以下の子が2人いる世帯の場合

低所得世帯の世帯主に対し、
「子ども加算分」として…

5万円 × 2人分 = 10万円を支給

※本記載例はあくまでも一例となります。世帯ごとに「子ども加算」の対象適否や支給額は異なりますのでご注意ください。

対象世帯

次の要件を満たす世帯が対象です

- ① 令和5年12月1日（基準日）時点で四万十町に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度分の住民税が
非課税である世帯 または **均等割のみ課税されている世帯**
（＝住民税課税額が5,500円以下の世帯員のみで構成されている世帯）

（子ども加算）

- ② **18歳以下の子どもがいる世帯**

【「子ども加算」の算定対象者】

- 平成17年4月2日～令和5年12月1日生まれの子ども
 - 令和5年12月2日～令和6年8月30日までに出生届の提出があった新生児
- （令和5年度分住民税の課税状況及び基準日における世帯構成によって「子ども加算」の対象適否及び支給金額を判定します）
（18歳以下の世帯主は、「子ども加算」の**算定対象外**となります）

支給開始予定

令和6年3月28日から順次

▶ お問い合わせ先

四万十町公式HP



四万十町役場 税務課

四万十町琴平町16-17

電話番号：0880-22-3116

受付時間：平日8：30～17：15

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報
の詐欺」にご注意ください！

自宅や職場などに国や県、四万十町の
職員をかたる不審な電話や郵便があっ
た場合は最寄りの警察署か警察相談専
用電話（**#9110**）にご連絡ください。



手続き方法

こどもの出生日及び町の住民基本台帳への登録有無によって手続き方法が異なりますので、下表の該当する項目をご確認ください。

	平成17年4月2日～令和5年12月1日 生まれのこどものいる世帯	令和5年12月2日以降に生まれた こどものいる世帯
町民の方 ※住民基本 台帳への 登録があ る方	支給決定通知を郵送します。 「四万十町低所得世帯生活支援給 付金」を支給した口座へ「こども 加算」分の振込を行います。 (振込先の変更はできません)	出生届の確認ができ次第、 支給決定通知または 支給確認書を郵送します。 「四万十町低所得世帯生活支援給 付金」を支給した口座へ「こども 加算」分の振込を行います。 (振込先の変更はできません) 「確認書」が届いた方は、必要事項を記入し 同封の返信用封筒で返送してください。
町外に お住いの方 ※住民基本 台帳への 登録がな い方	申請が必要です。 町では状況を把握することができないため、該当される方は税務課 生活 支援給付金担当（0880-22-3116）までお問い合わせください。 ※単身赴任やこどもが寮生活をしている場合などにより、別世帯ではあるが生計を同 一にしていると認められる場合には、例外的に「こども加算」の支給対象者となり ます。 ※基準日に町の住民基本台帳に登録されていた世帯が転出され、転出先でこどもが生 まれた場合、新生児に対する「こども加算」分を受給することができます。	

<当給付金に関連するその他の給付金等についてのお知らせ>

以下の給付金等につきましては、現時点で詳細が未定であるため、お問い合わせ頂いてもお答えすることができません。ご承知おきください。
(詳細が決まりましたら、広報紙やホームページ等でお知らせします)

- 新たに令和6年度分の住民税が非課税の世帯及び均等割のみ課税となった世帯に対する給付金
- 定額減税に伴う調整給付